

令和5年氷川町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時：令和5年2月9日（木） 午後2時00分開会

2. 開催場所：氷川町役場 文化センター 講堂

3. 出席委員：13名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：10名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	9番 本山 満	11番 吉田 稔
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について
- (2) 農地使用貸借契約の合意解約について
- (3) 農用地利用配分計画について

日程5. 議案審議

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について

議案第9号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第10号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別断面積の廃止について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 前崎 誠

事務局長補佐 坂梨 俊弘

係長 續 貴志

会計年度任用職員 川田 純也

7. 会議の概要

前崎事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和5年氷川町農業委員会第2回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長が欠席のため職務代理者である永田副会長に議長を務めていただきます。以降の議事の進行は永田副会長にお願いいたします。はじめに、永田副会長挨拶をお願いします。

永田副会長 ——〈挨拶〉——

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、14番、本田委員、1番、金川委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。報告事項は3件です。まずはじめに、報告(1)について事務局より説明願います。

川田職員 ——〈報告事項(1)について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 なにもないようですので、報告(1)についてはこれで終わります。

つぎに、報告(2)について事務局より説明願います。

川田職員 ——〈報告事項(2)について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 何もないようですので、報告(2)についてはこれで終わります。

つぎに報告(3)について事務局より説明願います。

川田職員 ——〈報告事項(3)について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 何もないようですので、報告(3)についてはこれで終わります。

つぎに、議案審議です。

まずはじめに、議案第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件は 1 件です。事務局より説明願います。

續係長 ————〈議案第 6 号について説明〉———

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を 橋本委員よりお願いします。

橋本委員 2 月 7 日、午前 9 時より申請者立会ものと現地を確認いたしました。申請地の事業計画、排水計画等確認しましたが、許可要件は満たしていると思われまますので、審議方お願いします。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 6 号について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。つづきまして、議案第 7 号、氷川島農用地利用集積計画(所有権移転)に関する件を上程します。事務局より説明願います。

續係長 ————〈議案第 7 号について説明〉———

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法ですので、認めたいと思いますが何かご意見ありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。つづきまして、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入協議に関する件を上程します。事務局より説明願います。

續係長 ————〈議案第 8 号について説明〉———

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法ですので認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

濱田委員 先月もこれと似た案件があったと思いますが、800 万円以上の売買はこのやり方になるのでしょうか。

續係長 税控除が受けることができますので、売り手と買い手の負担軽減ができ、その結果集積集約に繋がるのが目的とされています。

園田委員 次の受け手は決まっているのですか。

續係長 はい、決まっております。

本山推進委員 一昨年に、若洲地区であっせん売買がありました。そこも面積が大きく買入協議の話がでました。しかし、出し手が売却を急ぐとのことでしたので、買入協議を通さずに税控除は受けないことで売買が成立しました。ですので、あくまでも買入協議に関しては、出し手の意思も尊重されていると思います。

永田議長 ほかに何かありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つづきまして、議案第9号、氷川町農用地利用集積計画(利用券設定)に関する件について上程します。事務局より説明願います。

上田主事 ——〈議案第9号について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありました。これは農業経営基盤強化促進法ですので認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 何もありませんので、本案は原案のとおり認めます。

つづきまして、議案第10号、農地法第3条第2号第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について上程します。事務局より説明願います。

續係長 ——〈議案第10号について説明〉——

永田議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご意見ありませんか。

濱田委員 面積要件は廃止されて、他の要件は継続となるわけですが、それは誰が確認するのですか。

續係長 申請書に記入する欄がありますので、そこで確認することとなります。今までは五反要件がありましたので、面積条件を達成していない時点で撥ねていましたが、法改正後はそれができなくなります。また、現時点で機械の所有や農業従事日数については、本人の申告で事務局で直接確認を行ってはおけません。

永田議長 周辺農地への影響については、ある程度農業委員会で判断ができる項目だと思います。

濱田委員 法改正は4月1日からですか。

續係長 はい、その通りです。4月総会からの農地法第3条の議案から面積要件が外れる形になります。

永田議長 他になにかありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 10 号について採決します。
許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

つぎに、その他の連絡事項についてです。事務局より説明願います。

前崎事務局長 ——<事務連絡等について説明>——

永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 50 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)